

# 古物営業法施行細則

平成17年11月18日  
宮城県公安委員会規則第17号

古物営業法施行細則を次のように定める。

## 古物営業法施行細則

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 古物営業の許可等（第2条・第3条）

第3章 古物商及び古物市場主の遵守事項等（第4条―第6条）

第4章 古物競りあわせん業者の遵守事項等（第7条―第9条）

第5章 監督（第10条―第11条の2）

第6章 雑則（第12条―第14条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）、古物営業法施行令（平成7年政令第326号）、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）及び行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号。以下「承認規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 古物営業の許可等

（不許可の通知）

第2条 法第5条第3項の規定による通知は、不許可通知書（別記様式第1号）により行うものとする。

（許可の取消し）

第3条 法第6条第1項の規定による許可の取消しは、許可取消処分通知書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

2 法第6条第2項の規定による許可の取消しをした場合は、その事実を官報により公告するものとする。

第3章 古物商及び古物市場主の遵守事項等

（行商従業者証等の承認通知）

第4条 施行規則第12条第1項の規定による承認は、承認通知書（別記様式第3号）を交付して行うものとする。

（行商従業者証等の承認取消処分通知）

第5条 承認規程第7条の規定による承認の取消しの通知は、承認取消処分通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

（管理者の解任の勧告）

第6条 法第13条第4項の規定による管理者の解任の勧告は、解任勧告書（別記様式第5号）を交付して行うものとする。

第4章 古物競りあわせん業者の遵守事項等

(認定の通知)

第7条 施行規則第19条の7第1項(施行規則第19条の12において準用する場合を含む。)の規定による認定の通知は、認定通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

(不認定の通知)

第8条 施行規則第19条の7第2項(施行規則第19条の12において準用する場合を含む。)の規定による認定をしないときの通知は、不認定通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

(認定の取消しの通知)

第9条 施行規則第19条の10第1項又は施行規則第19条の14第1項の規定による認定の取消しは、認定取消通知書(別記様式第8号)を交付して行うものとする。

## 第5章 監督

(指示)

第10条 法第23条の規定による指示は、指示書(別記様式第9号)を交付して行うものとする。

(営業の取消等)

第11条 法第24条の規定による古物営業の許可の取消しは、許可取消処分通知書を交付して行うものとする。

2 法第24条の規定による古物営業の全部又は一部の停止命令は、営業停止命令書(別記様式第10号)を交付して行うものとする。

(公示送達による取消し)

第11条の2 第3条第1項及び前条第1項の規定による取消しの通知を行う場合において、当該古物商又は古物市場主の所在を知ることができず、許可取消処分通知書を交付することができないときは、公示送達により行うものとする。

2 前項の公示送達は、公安委員会が、当該通知書を保管し、いつでも当該古物商又は古物市場主に交付する旨を公安委員会の掲示板に掲示し、かつ、宮城県公報(宮城県公報発行規則(昭和31年宮城県規則第67号)第1条に規定する宮城県公報をいう。)に登載して行うものとする。

3 第1項の公示送達は、公安委員会の掲示板に掲示した日から2週間を経過したときに、当該古物商又は古物市場主に対し当該通知書を交付したものとみなす。

## 第6章 雑則

(盗品売買等防止団体の承認通知)

第12条 施行規則第24条第1項の規定による承認の通知は、承認通知書により行うものとする。

(盗品売買等防止団体の不承認通知)

第13条 施行規則第24条第2項の規定による承認をしないときの通知は、不承認通知書(別記様式第11号)により行うものとする。

(盗品売買等防止団体の承認取消処分通知)

第14条 施行規則第29条の規定による承認の取消しは、承認取消処分通知書を交

付して行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年11月21日から施行する。

附 則（平成22年11月5日公安委員会規則第8号）  
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした法第6条及び第24条の規定による許可の取消しについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日宮城県公安委員会規則第4号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（平成28年10月14日公安委員会規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月23日公安委員会規則第10号）

この規則は、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成30年10月24日）から施行する。

附 則（令和元年9月27日公安委員会規則第10号）  
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の宮城県警察国有物品管理規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、宮城県公安委員会審査請求手続規則、質屋営業法施行細則、古物営業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則、警備業法施行細則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則、迷惑行為防止条例施行規則及び宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

宮公委第 号

不 許 可 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付で申請のあった古物営業については、古物営業法第3条の規定により許可をしないので通知する。

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

宮公委第 号

## 許可取消処分通知書

住所又は居所

許可年月日

許可証番号

氏名又は名称 殿

古物営業法 第6条第1項  
第24条 の規定により、古物営業の許可を取り消した  
ので通知する。

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

### 備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

宮公委第 号

承認通知書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった 行商従業者証の様式  
標識の様式に  
盗品売買等防止団体

については、古物営業法施行規則第12条第1項 の規定により、次  
古物営業法施行規則第23条

のとおり承認したので通知する。

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



別記様式第4号（第5条、第14条関係）

宮公委第 号

## 承認取消処分通知書

住所又は居所

様 式

承認年月日

承認番号

氏名又は名称 殿

行商従業者証等の様式の承認に関する規程第7条の規定により、様式の承認  
古物営業法施行規則第29条の規定により盗品売買等防止団体の承認  
を取り消したので通知する。

取消年月日

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

### 備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

宮公委第 号

解 任 勸 告 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

営 業 所  
の所在地  
古物市場

管理者の氏名

古物営業法第13条第4項の規定により、上記管理者の解任を勧告する。

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

宮公委第 号

認 定 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定については、古物営業法第21条の5第1項の規定により認定したので通知する。

営業を示すものとして  
使用する名称

年 月 日

宮城県公安委員会 印

宮公委第 号

不 認 定 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付で申請のあった古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定については、次の理由により認定しないので通知する。

営業を示すものとして  
使用する名称

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

宮公委第 号

## 認定取消通知書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

第19条の10第1項  
古物営業法施行規則 の規定により、古物競り  
第19条の14第1項

あっせん業の実施方法の認定を取り消したので通知する。

認定年月日、認定番号及び営業を示すものとして使用する名称

取消しの理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

### 備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



宮公委第 号

指 示 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

古物営業法第23条の規定により、次のとおり指示する。

指示事項

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

宮公委第 号

## 営 業 停 止 命 令 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

古物営業法第24条の規定により、次のとおり古物営業の停止を命ずる。

停止の範囲

停止の期間 年 月 日から 日間  
年 月 日まで

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

宮公委第 号

不 承 認 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった盗品売買等防止団体については、古物営業法施行規則第 2 3 条の規定により承認をしないので通知する。

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。